

## Memo

保育施設における虐待の事例について直近最新の事例から考える

2025 年に報道された最新の不適切保育・虐待事例 以下

 2025 年の最新事例（報道日順）

📍 2025 年 7 月 15 日：千葉県船橋市

Milky Way International Nursery 下総中山校にて不適切保育が報告されましたが、詳細は非公開です。

📍 2025 年 7 月 15 日：大阪府大阪市

くらし保育園で施設長による不適切保育があったとされ、詳細は不明です。

📍 2025 年 7 月 9 日：千葉県旭市

2 歳児の胸ぐらをつかんだとして、保育士が傷害容疑で逮捕されました。

📍 2025 年 7 月 8 日：東京都中央区

認可保育園で保育士による虐待が疑われる不適切保育が発生。

📍 2025 年 7 月 3 日：京都府宇治市

市立保育所にて、厳しい言葉がけや対応が不適切保育として問題視されました。

📍 2025 年 4 月 9 日：東京都中野区

区立保育園での不適切保育が発覚し、園から警察に相談が行われました

📍 2025 年 4 月 2 日：千葉県四街道市

学童保育にて、大声での叱責や本で頭を叩く行為が報告されました。

📍 2025 年 3 月 4 日：東京都江戸川区

主任保育士が宙吊りや押し倒しなどの行為を行ったとされ、重大な不適切保育として報道されました。

---

### ✦ 背景と傾向

- 全国の認可保育園を対象とした調査では、不適切保育が 914 件報告され、そのうち約 1 割が虐待に該当する深刻な内容でした。
- 背景には、保育士の人手不足や過重労働、職場の疲弊があると指摘されています

## 2025 年版 不適切保育の最新データ動向

### 全国認可保育園調査（AERA 報道）

- ・ 不適切保育件数：914 件（全国の認可保育園対象）
- ・ そのうち虐待に該当する件数：約 1 割 ●
- ・ 主な背景：保育現場の疲弊、人手不足、職員の精神的負担

### 「2025 年版不適切保育と社会的水準に関する定点調査」（2025 年 5 月 16 日発表）

#### 調査概要

- ・ 実施期間：2025 年 4 月 23 日～24 日
- ・ 対象：保育園に子どもを預けている保護者 109 名
- ・ 実施方法：インターネット調査

#### 主な結果

- ・ 92.7%の保護者が「不適切保育のニュースをきっかけに保育現場の対応を気にするようになった」と回答（2023 年比 +7.4pt）
- ・ 69.3%の保護者が「子どもへの普段の接し方を気にするようになった」（+17.7pt）
- ・ 保育士に求めること：
  - ・ 「子どもひとりひとりの人格の尊重」：70.7%
  - ・ 「優しい口調の声かけ」：56.6%
  - ・ 「子どもへの傾聴」：50.5%
  - ・ 「物事を強要しない配慮」：42.2%

#### 保育の質に対する意識の高まり

- ・ 保護者の間で「保育の質」への関心が急上昇
- ・ 保育者には専門性の向上と倫理観の醸成が求められている
- ・ 行政による監督体制の整備と、保護者との円滑なコミュニケーションが不可欠

- 
- ・ 保護者支援の重要性として「保護者の悩みを聞くこと」「的確なアドバイスを提供すること」「感情的な対応を避けること」5
  - ・ 連絡帳を通じた保護者支援が、悩みの早期発見と対応につながることが 6

#### [グループワーク]

保護者支援子育て支援を考えると

様々なワードが上がる 「対象年齢 0～5・6 歳」「3 歳未満」

「保護者支援・子育て支援」項目

「しょうがい児… 四肢・発達面…」

「医療的ケア児… 先天的～後天的な…」

「保護者ご自身のサポート…」

（経済面・0歳～~~X~~、里親

精神面 ひとり親家庭・ふたり親家庭

「離乳食を食べてくれない」「病院にどこにかかったらよいのか」「ころぶ」「おむつトレーニング」「睡眠不足⇒朝起きられない 朝登園時間守れない」…

様々な視点があるが、実際に

保護者支援・子育て支援では、どのような対応をしているのか、お互いの園の状況を話し合ってみる。「うまくいったケース」「うまくいかなかったケース」「試行錯誤しているケース」…

[グループワーク]

どのような資源 地域資源 人（専門家・地域の人々・ファミリーサポートセンター）施設  
病院… いろいろな資源とどのように連携できるか

子育てを取り巻く課題に対してファミリーサポートを活用する方法」について

 ファミリーサポートとは？

ファミリー・サポート・センター事業は、地域の子育て支援の一環として、保護者同士が「援助を受けたい人（依頼会員）」と「援助を行いたい人（提供会員）」として登録し、相互に助け合う仕組みです。1994年に国の事業として始まり、現在では全国の市区町村で展開されています

✦ 活用の具体例と機能

以下のような場面で活用されています

保育園・幼稚園の送迎

- ・ 保護者の就労や通院時の一時預かり
- ・ 兄弟の学校行事参加時の下の子の預かり
- ・ 保護者のリフレッシュ目的の預かり

また、障害児保育 授業用原本では、ファミリーサポートが「保護者の自立支援」「地域の教育力向上」「不適切な養育の予防」にもつながる社会的機能を果たしています

 最新の動向（2025年）

1. 利用者数と課題

令和 7 年度の調査によると、依頼会員数は約 53 万人、提供会員は約 12 万人と、依頼側のニーズが急増している一方で、提供側の人材不足が課題となっています

## 2. 提供会員の高齢化

提供会員の年齢層は 60 代以上が約 43%を占めており、今後の担い手確保が重要視されています。

## 3. 支援の多様化

従来の「預かり」だけでなく、障害児支援や医療的ケア児の送迎など、より専門性の高い支援への対応が求められています

## 4. 地域連携の強化

保育所・児童館・福祉施設・医療機関などとの連携が進み、地域ぐるみで子育てを支える体制が整備されつつあります

---

### 💡 まとめと今後の展望

ファミリーサポートは、単なる預かり支援にとどまらず、保護者の孤立防止、地域の教育力向上、虐待予防など多面的な役割を果たしています。今後は、提供会員の育成と支援の質の向上、地域連携のさらなる強化が鍵となります。

---

具体的な自治体のファミリーサポート制度や、利用方法の案内等、保護者支援の観点から、どのような声かけや関わり方が有効かについても併せて、事前に準備をしておけるとよいです。

### ■ 最新版ガイドライン：こども家庭庁（令和 5 年 5 月発行）

正式名称：

「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」

発行元：こども家庭庁

発行日：令和 5 年（2023 年）5 月

資料リンク：[PDF 全文はこちら](#)

### 🧸 ガイドラインの主な内容

#### 1. ガイドラインの目的

- 保育施設における虐待や不適切保育の未然防止と、発生時の迅速かつ適切な対応を目的としています。

- ・ 保育士・保育教諭等による子どもへの関わりについて、子どもの人権・人格の尊重を基本としています。

## 2. 虐待・不適切保育の定義と具体例

### 虐待の4類型

| 類型    | 内容             |
|-------|----------------|
| 身体的虐待 | 暴力による外傷やその恐れ   |
| 性的虐待  | わいせつな行為をする・させる |
| ネグレクト | 減食、長時間放置、職務怠慢  |
| 心理的虐待 | 暴言、拒絶的対応、心理的外傷 |

### 不適切保育の例

- ・ 大声で叱る
- ・ おむつ交換を怠る
- ・ 子どもを無視する
- ・ 強制的な指導や過度な制限

## 3. 保育施設の対応フロー

1. 日々の保育の振り返り
2. 虐待かどうかの確認
3. 市町村への相談・通報
4. 指導を踏まえた対応
5. より良い保育の実現に向けた改善

## 4. 自治体の対応

- ・ 相談・助言・支援の提供
- ・ 通報受理後の事実確認・立入調査
- ・ 虐待と判断した場合の対応とフォローアップ

「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」について  
こども家庭庁が令和5年（2023年）5月に公表した公式資料をもとに、考えてみましょう

### ■ ガイドラインの目的と背景

このガイドラインは、保育所・認定こども園・地域型保育事業所・認可外保育施設などにおいて、職員による虐待や不適切な保育を防止し、発生時に適切な対応を取るために策定されました。

背景には、全国で保育施設職員による虐待事案が相次いだこと、自治体によって対応にばらつきがあったことがあります。

### 虐待と不適切な保育の定義

ガイドラインでは、以下の4つの虐待類型を明確に定義しています：

1. 身体的虐待：暴力によって子どもの身体に傷害が生じる、またはその恐れがある行為。
2. 性的虐待：わいせつな行為をする、またはさせること。
3. ネグレクト（育児放棄）：著しい減食、長時間の放置、職務怠慢など。
4. 心理的虐待：暴言、拒絶的対応、心理的外傷を与える言動。

また、「不適切な保育」とは、虐待には至らないが子どもの心身に悪影響を与える可能性のある行為を指します。

### 保育施設での対応フロー

保育施設が虐待や不適切な保育を疑った場合の対応は以下の通りです：

1. 日々の保育の振り返り：職員間で保育の質を確認。
2. 虐待かどうかの確認：行為の内容を精査。
3. 市町村への相談：疑わしい場合は速やかに報告。
4. 指導を踏まえた対応：自治体の指導に基づき改善。
5. より良い保育の実現：継続的な質向上を目指す。

### 自治体の対応

市町村や都道府県は以下のような対応を求められます：

- 保育施設への助言・支援
- 通報を受けた場合の事実確認・立入調査
- 虐待と判断した場合の対応とフォローアップ

### 実施上の留意点

- 虐待かどうか判断が難しい場合は、子どもの立場に立って総合的に判断する。
- 現場での過度な萎縮を防ぐため、明確な基準と対応策を示す。
- ガイドラインは今後の運用状況に応じて柔軟に改訂される予定。

## 保育施設での虐待の実態と課題

### ● 保育現場の人手不足と過重労働

保育士1人が多くの子どもを担当する状況が続いており、食事・トイレ・移動などの場面で急かす対応が虐待的行為につながる可能性が指摘されています

### ● 幼稚園・認可外施設での対応のばらつき

保育所は厚労省管轄ですが、幼稚園は文科省管轄であり、調査対象から外れているケースもあるため、実態把握にズレがあることがあります

### ● 不適切保育の具体例

- ・ おむつを替えない
- ・ 大声で叱る
- ・ **戸外に閉め出す** これらは虐待に該当する可能性があり、全国の保育所での実態調査が求められています

## 法制度と行政の対応

### ● 児童福祉法の改正（2025年）

- ・ 虐待の疑いがある保護者との面会・通信制限の法的整備
- ・ 一時保護委託先の登録制度創設
- ・ 保育人材の配置基準見直しが検討中

### ● ガイドラインの整備

こども家庭庁は「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」を発表し、虐待の定義と対応手順を明確化しています

## 保護者支援と連携の重要性

保育者は子どもだけでなく保護者の支援も担う役割があり、保護者の育児不安や孤立感に寄り添う姿勢が求められています

- ・ 保護者支援の目的は「保護者が子どもにきちんと向き合えるようにすること」。
- ・ 保育園と家庭での子どもの様子を共有し、保護者の悩みを改善する計画を立てることが重要

## 今後の課題と展望

- ・ 保育施設における虐待の早期発見と通報体制の強化
- ・ 保育士の研修と支援体制の充実
- ・ 保護者との信頼関係構築と地域資源の活用

- ・ 保育 DX（デジタルトランスフォーメーション）による業務改善と質の向上

## 「乳幼児の虐待の最新動向」2025 年時点での日本における乳幼児虐待の実態と対策

### 最新統計と傾向（2025 年時点）

厚生労働省の報告によると、2021 年度（令和 3 年度）時点での児童虐待相談対応件数は約 20.7 万件に達しており、依然として深刻な社会問題となっています

そのうち、虐待の種類別割合は以下の通りです心理的虐待：60.1%

- ・ 身体的虐待：23.7%
- ・ ネグレクト（育児放棄）：15.1%
- ・ 性的虐待：1.1%

さらに、児童虐待による死亡事例は年間 77 人で、そのうち 0 歳児が 65.3%、3 歳以下が 66.6%を占めており、乳幼児期に集中していることが明らかです

### 一時保護・施設入所の状況

- ・ 一時保護件数：約 2.6 万人
- ・ 施設入所件数：約 7,000 人
- ・ SBS（揺さぶられっこ症候群）に関する支援認知率：97.5%
- ・ 育てにくさを感じても対応できると答えた保護者：80.1%

### 政府・自治体の対応

- ・ 全国の市町村の 97.2%が児童虐待に関する支援センターを設置。
- ・ 児童相談所の対応件数は年々増加しており、週に 1 人以上の子どもが虐待で命を落としているという報告もあります

「児童相談所の対応件数の年次推移」と「子どもが虐待で命を落としているベース」について

### 児童相談所の対応件数（虐待相談）

- ・ 令和 5 年度（2023 年度）の児童虐待相談対応件数は、全国で 225,509 件に達し、前年から 5.0%増加しました（+10,666 件）。
- ・ この件数は、児童相談所が「虐待」と判断し、指導や措置を行った件数を指します。
- ・ 増加の背景には、警察や学校などからの通告件数の増加、社会全体の意識向上、通報制度の整備などが挙げられています。

### 虐待による子どもの死亡件数

- ・ 虐待による死亡事例は、年間で約 77 人と報告されています（2025 年時点）。

- 特に0歳児が65.3%、3歳以下が66.6%を占めており、乳幼児期に集中していることが明らかになっています。
- これは、週に1人以上の子どもが虐待で命を落としている計算になります。
- 

#### 虐待の種類別割合（2025年時点）

| 虐待の種類       | 割合    |
|-------------|-------|
| 心理的虐待       | 60.1% |
| 身体的虐待       | 23.7% |
| ネグレクト（育児放棄） | 15.1% |
| 性的虐待        | 1.1%  |

#### 関連する制度・対策の動き

- 2025年4月には「児童福祉法改正」が成立し、虐待防止対策が強化されました。
- 一時保護委託先の登録制度や、保護者との面会・通信制限の法的根拠整備などが盛り込まれています。

#### 保護者支援の視点と課題

保護者の「気づき」と「声かけ」が子どもの安全と発達支援の第一歩とされ、地域・社会資源との連携が強調されています。特に、保育者には保護者の不安に寄り添い、信頼関係を築く姿勢が求められています

また、保育現場では人手不足が深刻で、1人の保育士が多くの子どもを見ている状況が虐待の温床になりかねないとの指摘もあります

#### 乳幼児期の貧困と虐待の影響

乳幼児期は心身の発達が著しい時期であり、生活環境の不安定さは情緒・社会性・学習意欲に影響を及ぼす可能性があります。孤立した育児環境は保護者の精神的負担を高め、親子関係にも悪影響を及ぼすとされています

厚生労働省やこども家庭庁の資料によると、2025年現在も児童虐待の件数は高止まりしており、特に乳幼児に対するネグレクトや心理的虐待が増加傾向にあります

#### 最新動向：令和7年（2025年）児童福祉法改正のポイント

2025年4月18日、児童福祉法の改正が成立し、児童虐待防止対策が強化されました。主

な改正内容は以下の通りです

- 一時保護委託先の登録制度創設  
虐待を受けた子どもが安心して生活できるよう、適切なケアを提供できる者を登録する制度が新設されました。
- 面会・通信制限の整備  
虐待の疑いがある保護者との面会や通信が、児童の心身に有害な影響を及ぼすと判断された場合、制限できる法的根拠が整備されました。
- 保育人材の確保と体制整備  
多様な保育ニーズに対応するため、保育人材の確保と事業体制の強化が盛り込まれています。

---

#### 現状の統計と課題

- 児童相談所への虐待相談件数は年々増加傾向にあり、特に乳幼児（0～3歳）への虐待が多いことが報告されています。
- 児童虐待による死亡事例の多くが乳児期に集中しており、早期発見と介入が重要です

---

#### 保護者支援プログラムの取り組み

健やか親子 21（第2次）

母子保健事業の一環として、保護者支援を強化するための包括的支援センターの設置が進められています

- 子育て世代包括支援センター  
妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を提供する拠点。保健師・助産師・保育士などが連携し、育児不安や虐待リスクのある家庭への支援を行います。
- 母子保健事業の強化  
地域ごとの実施状況調査に基づき、支援の質とアクセス向上が図られています。

保護者支援・子育て支援

最新の情報～動向

2025年時点の国の政策、研究成果、現場の課題意識などを踏まえ、グループワークを交えましょう。

---

#### **\*\*保護者の目線\*\***

普段から

\*「安全」「安心」に気をつけていること = 家庭と一緒に護っていくこと

緊急時に

\*お迎えにきてもらわないといけないこと（熱・ケガ等）

\*お願いしなくてはならないこと（災害時）

園の状態をいかに知っておいていただける環境

大きな園から、家庭的保育に変わってうまくいった例

災害時の引き渡し等については、定期的に連携確認しておくこと

## 全体動向：2025 年の子育て支援政策の潮流

「加速化プラン」の本格実施

2025 年度のこども家庭庁予算は 7.3 兆円に達し、前年から 17.8%増加しました。これは「こども未来戦略」に基づく「加速化プラン」の本格実施によるもので、以下の重点施策が含まれます

- ・ 児童手当の拡充（満額支給の対象拡大）
- ・ 高等教育の負担軽減（授業料・入学金の減免）
- ・ 育休支援の拡充（育児と就労の両立支援）
- ・ **保育士の処遇改善と配置基準の見直し**

---

## 最新の事態と課題（2025 年版）

### 1. 幼児期家庭の貧困と支援の必要性

- ・ 2024 年の出生数は 68 万人を下回り、**初めて 70 万人を割り込みました。**
- ・ 特に 3 歳未満の子どもを育てる家庭では、経済的困難の割合が高く、支援が急務です。
- ・ 若年層の所得が伸び悩み、子育て費用の負担が重くなっていることが背景にあります

### 2. 保護者支援の視点

- ・ 保護者の「気づき」と「声かけ」が子どもの安全と発達支援の第一歩とされ、地域・社会資源等との連携が強調されています。
- ・ 保育者には、保護者の不安に寄り添い、信頼関係を築く姿勢が求められています

---

## 子どもへの影響と支援の方向性

幼児期の貧困が与える影響

- ・ 幼児期は心身の発達が著しい時期であり、生活環境の不安定さは情緒・社会性・学習意欲に影響を及ぼす可能性があります。

- ・ 孤立した育児環境は保護者の精神的負担を高め、親子関係にも悪影響を及ぼすと指摘されています

### 保育所の役割と地域支援

- ・ 保育所は「子育て支援拠点」として機能し、保護者との協働による支援体制の構築が進められています。
- ・ 地域の公園や支援センターを活用した「公園デビュー」など、孤立を防ぐ環境づくりも紹介されています

---

### 保育士・支援者に求められる視点

- ・ 保護者支援は「指導」ではなく「寄り添い」と「共感」が基本。
- ・ 保護者の未熟さや不安を否定せず、自己決定を尊重する姿勢が重要です。
- ・ 保育士は、子どもの姿を読み取り、保護者に「見える形」で伝える役割を担います

---

### 価値観が多様な時代の保護者対策、保護者支援

子育てを取り巻く社会環境は、時代によってどんどん変化します。それにともなって、保護者の考え方や、保育に求められるものも大きく変わり、子どもの成長・発達を支える保育士も、保護者と関わる上で必要な対策が変わってきています。

今回は、現代における子育ての動向から、保育園における保護者支援、保護者と向き合う方法について考えていきたいと思います。

### 子育て力が低い保護者も増えている

#### 最新統計（2025 年）

厚生労働省の報告によると、令和 3 年度（2021 年度）時点での児童虐待相談対応件数は約 20.7 万件に達しており、依然として深刻な社会問題となっています

#### 虐待の種類別割合

| 虐待の種類       | 割合    |
|-------------|-------|
| 心理的虐待       | 60.1% |
| 身体的虐待       | 23.7% |
| ネグレクト（育児放棄） | 15.1% |

| 虐待の種類 | 割合   |
|-------|------|
| 性的虐待  | 1.1% |

また、児童虐待による死亡事例は年間 77 人で、特に 0 歳児が 65.3%、3 歳以下が 66.6%を占めています

#### 一時保護・施設入所の状況

- ・ 一時保護件数：約 2.6 万人
- ・ 施設入所件数：約 7,000 人
- ・ SBS（揺さぶられっこ症候群）に関する支援認知率：97.5%
- ・ 育てにくさを感じても対応できると答えた保護者：80.1%

#### 政府・自治体の対応

- ・ 全国の市町村のうち 97.2%が児童虐待に関する支援センターを実施。
- ・ 児童相談所の対応件数は年々増加しており、週に 1 人以上の子どもが虐待で命を落としているという報告もあります

保育園に通う子どもの保護者の中にも、「子育て力」が低く、子育てに対する不安を持つ様子が見られる人は少なくありません。

周りに相談する人がほとんどいないこと、これまでの人生で子どもと触れ合うことが少なく、子育てに対するイメージを持てないまま親になっているということもあるでしょう。子どもに対して過度に干渉したり、逆に、どのように関わっていいかわからなかったり、発達段階として必要な反抗や甘えに対して、精神的に落ち込んでしまったりする保護者も増えています。

---

保育所保護者支援・子育て支援に関する最新の事例やデータについて 2025 年時点で注目されている動向

#### 最新データと調査結果（2025 年）

##### ■ 保育所利用とスマホ育児の実態

2025 年 6 月の民間調査によると、保護者が育児目的でスマートフォンを週 5 日以上利用している割合は、1 歳～6 歳児で 17.8%、7 歳～9 歳児では 31.8%に達しています。背景には共働き家庭の増加や育児支援アプリの普及があり、保護者の多くが「スマホを適切に使うため家庭でルール作りを進めたい」と回答しています

## ■ 出生数の減少と国の対策強化

2024 年の出生数は 68 万人余りと、初めて 70 万人を下回りました。これを受けて国は、若年層の所得向上や子育て支援の拡充、大学授業料の減免などの施策を強化しています

## 保育所・地域支援の最新事例

### ■ 地域における子育て支援の実践

厚生労働省の研修資料では、保育所が地域の社会資源として果たす役割を強調しています。個別ケースに応じた支援の提案や、保護者との協働による支援体制の構築が重要視されています

### ■ 保育士配置基準の見直し（2024 年度～）

2024 年度から保育士の配置基準が見直され、例えば 5 歳児の担当人数が 30 人から 25 人に変更されました。2025 年度以降は 1 歳児の基準も 6 対 1 から 5 対 1 へと変更

### ■ 保育所における健康・安全管理の強化

保育所の健康管理に関するハンドブック等を改訂し、保護者支援にも活用できる内容に刷新したり、感染症対策や事故防止、アレルギー対応などが強化されています

## 保護者支援の新たな取り組み

### ■ 母子健康手帳の改訂（2023 年）

母子健康手帳が 11 年ぶりに改訂され、地域相談窓口の案内や父母・家族が記入できる欄が追加されました。デジタル化も進み、保護者支援のツールとしての活用が期待されています

母子健康手帳の改訂について 2025 年時点での改訂内容は、2023 年 4 月に実施された 11 年ぶりの大幅な見直しを基盤とし、保護者支援や地域連携を強化する方向で進化しています。

## 母子健康手帳の主な改訂ポイント（2023 年 4 月～）

### 1. 地域支援・相談窓口の案内欄の追加

- 妊娠・出産・育児に不安を感じた際に相談できる「子育て世代包括支援センター」などの案内が新たに記載されました
- 保健師や助産師など専門職との連携を促進する内容が盛り込まれています

### 2. 保護者・家族が記入できる欄の追加

- 父親や祖父母なども育児に関与できるよう、家族が記録できる欄が設けられました
- 育児の共有やコミュニケーションの促進を目的としています。

### 3. デジタル化の推進

- 「母子健康手帳情報支援サイト」が開設され、手帳の内容を電子的に確認・記録できるようになりました。地域によってはスマホアプリとの連携も進んでいます。

#### 改訂に伴う課題と現場の声

- 「健診と予防接種以外では使っていない」「成長曲線が不安をあおるのでは」といった懸念の声も一部で見られます
- 保育現場では、母子健康手帳を活用する機会が少ない園もあり、保護者支援に活かす体制づくりが求められています

#### 政府・自治体の対応（2025 年）

- 2025 年 4 月以降、母子健康手帳の様式がさらに見直され、発育曲線のグラフの最小値が調整されるなど、保護者の不安軽減を意識した改訂が行われました
- 厚生労働省は「母子保健医療対策総合支援事業」の一部改正を通じて、手帳の活用促進と地域支援の強化を図っています

#### 保育士・保護者支援との連携

- 保育士向けのキャリアアップ研修では、母子健康手帳の活用方法や保護者との信頼関係構築についての講義が行われています
- 保護者支援においては、「保護者の意志を尊重し、信頼関係を築く」「家庭環境を考慮し、適切な支援を行う」などの原則が強調されています

#### 外部調査・政策提言（2025 年）

- みずほリサーチ&テクノロジーズによる「令和 6 年度子ども・子育て支援調査研究事業」では、地域型保育や企業主導型ベビーシッター支援などの事例が報告され、政策提言も行われています
- 自治体によるデジタル支援事例（例：兵庫県姫路市）では、マイナンバーカードを活用した妊娠期～子育て期の切れ目ない支援が紹介されています

### 価値観が多様な時代の保護者対策、保護者支援

価値観が多様化し、生活スタイルも大きく変わりました。同じ年齢の子どもがいる家庭でくらべても、「当たり前」は大きく異なります。その「違い」を受け止めつつ、「保育園」として機能していくことが必要です。保育園側がしっかりとした考えを持ち、保護者からのクレームや不安を最小限に抑えていくことで、子どもの健全な発達を保証することにつながります。日頃から、保護者とのコミュニケーションを大切にしながら、保護者への対策を続けていきましょう。

## 2025 年度 保育士配置基準の最新動向（全体像）

2025 年度から、保育士の配置基準に関して以下のような大きな変更が導入されています：

| 年齢     | 旧基準  | 新基準（2025 年度） | 備考            |
|--------|------|--------------|---------------|
| 0 歳児   | 3:1  | 変更なし         |               |
| 1 歳児   | 6:1  | 5:1（加算措置）    | 条件を満たす施設に加算支給 |
| 2 歳児   | 6:1  | 変更なし         |               |
| 3 歳児   | 20:1 | 15:1         | 2024 年度に改正済み  |
| 4・5 歳児 | 30:1 | 25:1         | 2024 年度に改正済み  |

## 1 歳児の配置基準「加算措置」の詳細（2025 年度新設）

1 歳児については、現行の「保育士 1 人に対して園児 6 人」から、「5 人に 1 人」の配置を行う施設に対して加算措置が導入されました。これは、配置基準そのものの変更ではなく、以下の 3 つの条件を満たすことで加算対象となります

1. **ICT 活用**：登降園管理、記録・計画、保護者連絡、キャッシュレス決済のうち 2 項目以上を導入していること。
2. **職員の平均経験年数が 10 年以上**：質の高い保育を担保するため。
3. **処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲのすべてを取得していること**

この加算措置は、将来的に「基準そのものの引き上げ（5:1）」へと移行することを見据えた段階的な施策です。

- 日本の保育士配置基準は、OECD 諸国と比較して依然として低水準である
- 保育士 1 人が担当する子どもの数が多すぎることで、保育の質や安全性に影響が出ている
- 保育士の待遇改善や専門性の向上も、配置基準の見直しと並行して進めるべきである

## 今後の展望と課題

- **段階的な基準引き上げ**：まずは加算措置で先行的に 5:1 配置を導入し、将来的には

全国一律の基準改正を目指す方針。

- **人材確保の課題**：保育士不足が深刻な地域では、基準引き上げが逆に運営困難を招く懸念もあり、自治体ごとの柔軟な対応が求められています
- **ICT 導入の推進**：業務効率化と保育の質向上の両立を図るため、ICT 活用が加算条件に組み込まれています。

令和7年度は1歳児配置の「加算措置」が新設されました。

## 1 | 配置基準とは？

- 保育施設に最低限必要な保育士数を法令で定めたもの
- 園児の人数に応じて「何人に1人」を守らないと運営できない

## 2 | 配置基準の見直しの背景

- 「こどもに対して保育士の数が足りない」という現場の声
- 不適切な保育の防止
- 保育の質の向上

これらの課題を解決するため、国は段階的に基準を引き上げ、経過措置や加算を設けて事業者の負担を和らげています。

## 3 | ここ数年の動き

| 年度    | 主な変更内容                                                |
|-------|-------------------------------------------------------|
| 令和5年度 | 「こども未来戦略」で、3～5歳児は令和6年度、1歳児は令和7年度に改善を決定                |
| 令和6年度 | － 3歳児：20人→15人に<br>－ 4・5歳児：30人→25人に<br>(いずれも経過措置・加算あり) |
| 令和7年度 | 1歳児の「配置改善加算」を新設<br>(基準は6:1のまま、改善すると加算対象に)             |

## 4 | 令和7年度から始まる「1歳児配置改善加算」

- **現行基準**：園児6人に保育士1人
- **加算対象**：改善後に「園児5人に保育士1人以上」を実現した施設

## 5 | 加算を受けるための4つの条件

以下の 4 つの条件があります。

- ① 1 歳児の配置数を「5:1 以上」に配置している
- ② 職員の平均経験年数が 10 年以上
- ③ 処遇改善加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの取得
- ④ ICT システムの活用

ICT システムには細かい条件があり、  
登降園管理に加えて、「キャッシュレス決済」などの機能の導入をする必要があります。

処遇改善加算は、保育士等の処遇（給与・待遇）を改善するために国が支給する補助金制度で、以下の3区分に分かれています：

| 加算区分 | 主な目的               | 支給対象            | 支給方法                   |
|------|--------------------|-----------------|------------------------|
| 加算Ⅰ  | 経験年数や役職に応じた賃金改善    | 主任保育士、リーダー保育士など | 一時金または月額支給             |
| 加算Ⅱ  | キャリアアップ研修修了者への処遇改善 | 研修修了保育士         | 原則月額支給                 |
| 加算Ⅲ  | 特定の役割を担う職員への加算     | 保育リーダー、園長など     | 月額支給（2/3以上が月額であることが条件） |

2025 年度の変更点と一元化の動き

令和 7 年度（2025 年度）から、処遇改善加算Ⅰ～Ⅲは「一元化」され、配分方法が大きく変更されました：

- 従来の区分（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）を統合し、施設ごとの裁量で配分できるようになりました。
- ただし、月額支給が 2/3 以上であることが条件とされ、一時金中心の支給は制限されます。
- 園長やリーダー職への配分も可能になり、役職者への処遇改善が柔軟に対応可能となりました

この変更により、各施設は職員の役割や研修状況に応じて、より実態に即した処遇改善ができるようになっています。

加算取得の条件と実務対応

処遇改善加算を取得するには、以下の条件を満たす必要があります：

1. キャリアアップ研修の修了者が一定数在籍していること（例：60 時間以上の研修修了者が A 名以上）
2. 加算Ⅲの取得には、園内での役割分担が明確であること（例：保育リーダー、園長

などの役職設定)

### 3. 支給ルールの遵守 (月額支給割合、報告書作成など)

#### 実務上の注意点

- ・ 加算取得後は、**実績報告書の作成**が必要です。支給額や配分状況を明記し、自治体へ提出します
- ・ 支給ルールが変更されたため、**旧制度のままでは加算が満額支給されない可能性**があります。2025 年度以降は新制度に即した対応が求められます

---

「乳幼児を育児子育て中の保護者の悩み」に関する調査や最新動向について  
2025 年時点の国内外の研究・統計・政策資料等をもとに考える

#### 保護者の悩みの実態と背景 (2025 年)

##### 1. 孤立感と育児不安の増加

- ・ 核家族化や転居による地域とのつながりの希薄化により、保護者が「孤育て」状態に陥るケースが増加。
- ・ 特に若年層 (20 代後半～30 代後半) の約 40%が 5 年以内に転居しており、育児支援体制の再構築が必要とされています

##### 2. 育児力の低下と支援ニーズ

- ・ 厚生労働省の 2025 年統計によると、「育児力が低い保護者」の割合が増加傾向にあり、保育現場でも不安を抱える保護者が目立つようになっています
- ・ 保護者の中には、子どもとの関わり方がわからず、発達段階に必要な反応や甘えに対して精神的に落ち込むケースも報告されています

##### 3. 育児に関する悩みの具体例

- ・ 食事、睡眠、発達の遅れ、保育者との関係、育児方針の違いなどが主な悩みとして挙げられています。
- ・ 特に「噛みつき」などの行動に対して、保護者が自分の育児に自信を失う場面が多く、保育者との共感的な関係構築が求められています

---

#### 調査研究から見える傾向

##### ベネッセ教育総合研究所の調査 (2024 年)

- ・ 0～6 歳の第 1 子を育てる母親・父親を対象に、役割意識・満足度・生活実態・悩み・支援ニーズなどを調査。

- 「日々の悩み」では、育児と仕事の両立、子どもの発達への不安、育児方針の違い、孤独感などが上位に。
- 支援への期待としては、「気軽に相談できる場」「専門家のアドバイス」「地域とのつながり」が挙げられています

---

## 政策・支援体制の動向

### 支援センターの設置状況

- 全国の市町村の 97.2%が児童虐待に関する支援センターを設置しており、支援体制の充実が図られています

### 保育所の役割

- 保育所は「子育て支援センター」として、保護者同士の交流、相談、情報提供の場を提供。
- 保育者は、保護者の主観的幸福感や育児意欲を高める存在として、専門性と共感力が求められています

---

## 保育者・支援者に求められる対応

- 保護者の悩みに対しては「対策」ではなく「支援」の視点が重要。
- 保護者の気持ちに寄り添い、子どもの最善の利益を中心に据えた関わりが求められます
- 保育者の専門性を活かし、保護者の育児意欲を引き出す関係性の構築が鍵となります

---

「乳幼児を持つ保護者が子育てをする際に利用している子育て支援施設やあそび場の最新情報」について、皆さんはどのくらい知っているでしょうか

## 子育て支援施設・あそび場の最新動向（2025 年）

### 1. 地域子育て支援拠点の充実

全国の自治体では、保護者が気軽に訪れられる「子育て支援センター」や「地域子育て支援拠点」が整備されており、保護者同士の交流や育児相談、遊び場の提供が行われています。たとえば、保護者と子どもが一緒に遊びながら悩みを共有できる場が提供されています

### 2. 保育所・幼稚園による開放型支援

認可保育所や幼稚園では、園庭や保育室を地域の親子に開放する「園庭開放」や「親子ひろ

ば」などの取り組みが進んでいます。園に通っていない家庭でも利用でき、保育士との交流や育児相談が可能です

### 3. 民間団体による柔軟な支援

NPO 法人などが運営する一時保育や親子遊び場も増加しています。たとえば乳幼児の一時保育や親子の遊び場を提供し、保護者の育児負担軽減に貢献しています

## 企業内資料から見える支援の方向性

### 1. 子育て支援センターの役割

企業内資料では、子育て支援センターが「生活と遊びを充実させて発達を促す機能」「保護者を支える機能」「地域の子育て支援拠点としての社会的機能」を担っているとされ、保護者の孤立を防ぎ、育児意欲を高める場として重要視されています

### 2. 公園デビュー支援

地域の公園や支援センターを活用した「公園デビュー」支援が紹介されており、保護者が安心して外遊びを始められるよう、支援者が寄り添いながら環境づくりを行っています

### 3. 保護者支援の視点

保護者支援は「指導」ではなく「寄り添い」「共感」が基本とされ、保護者の未熟さや不安を否定せず、自主性を尊重する姿勢が求められています

## 保護者の育児環境と課題

- 保護者の育児力が低下している傾向があり、支援センターや保育所が「育てにくさ」を抱える保護者への支援を強化しています
- 子育て支援施設は、保護者が他者と出会い、価値観を共有することで安心や勇気を得られる場として機能しています

## ご希望に応じた支援の活用方法

- 育児相談をしたい方：地域の子育て支援センターや保育所の開放日を活用。
- 親子で遊びたい方：公園デビュー支援や地域の遊び場（プレイパークなど）を利用。
- 孤立感を感じている方：NPO 法人や自治体主催の交流会・講座に参加。

保護者からご希望があった場合にすぐ使えるよう、園内で「地域別の施設一覧」や「利用方法」、「保護者向けの支援プログラム」などは備えられているでしょうか？

保育施設における虐待の事例について直近最新の事例から考えてみましょう

2025 年に報道された最新の不適切保育・虐待事例 以下

---

 2025 年の最新事例（報道日順）

📍 2025 年 7 月 15 日：千葉県船橋市

Milky Way International Nursery 下総中山校にて不適切保育が報告されましたが、詳細は非公開です。

📍 2025 年 7 月 15 日：大阪府大阪市

くらしす保育園で施設長による不適切保育があったとされ、詳細は不明です。

📍 2025 年 7 月 9 日：千葉県旭市

2 歳児の胸ぐらをつかんだとして、保育士が傷害容疑で逮捕されました。

📍 2025 年 7 月 8 日：東京都中央区

認可保育園で保育士による虐待が疑われる不適切保育が発生。

📍 2025 年 7 月 3 日：京都府宇治市

市立保育所にて、厳しい言葉がけや対応が不適切保育として問題視されました。

📍 2025 年 4 月 9 日：東京都中野区

区立保育園での不適切保育が発覚し、園から警察に相談が行われました

📍 2025 年 4 月 2 日：千葉県四街道市

学童保育にて、大声での叱責や本で頭を叩く行為が報告されました。

📍 2025 年 3 月 4 日：東京都江戸川区

主任保育士が宙吊りや押し倒しなどの行為を行ったとされ、重大な不適切保育として報道されました。

---

✦ 背景と傾向

- 全国の認可保育園を対象とした調査では、不適切保育が 914 件報告され、そのうち約 1 割が虐待に該当する深刻な内容でした。
- 背景には、保育士の人手不足や過重労働、職場の疲弊があると指摘されています

 2025 年版 不適切保育の最新データ動向

 全国認可保育園調査（AERA 報道）

- 不適切保育件数：914 件（全国の認可保育園対象）
- そのうち虐待に該当する件数：約 1 割 ●
- 主な背景：保育現場の疲弊、人手不足、職員の精神的負担

子ねくトラボ「2025年版不適切保育と社会的水準に関する定点調査」(2025年5月16日発表)

#### 調査概要

- 実施期間：2025年4月23日～24日
- 対象：保育園に子どもを預けている保護者109名
- 実施方法：インターネット調査

#### 主な結果

- 92.7%の保護者が「不適切保育のニュースをきっかけに保育現場の対応を気にするようになった」と回答(2023年比 +7.4pt)
- 69.3%の保護者が「子どもへの普段の接し方を気にするようになった」(+17.7pt)
- 保育士に求めること：
  - 「子どもひとりひとりの人格の尊重」：70.7%
  - 「優しい口調の声かけ」：56.6%
  - 「子どもへの傾聴」：50.5%
  - 「物事を強要しない配慮」：42.2%

#### 保育の質に対する意識の高まり

- 保護者の間で「保育の質」への関心が急上昇
- 保育者には専門性の向上と倫理観の醸成が求められている
- 行政による監督体制の整備と、保護者との円滑なコミュニケーションが不可欠

対象年齢0～5・6歳

3歳未満

保護者支援・子育て支援

項目

しょうがい児 四肢・発達面

医療的ケア児 先天的～後天的な…

保護者ご自身のサポート

(経済・0歳～X、里親

、精神

ひとり親家庭・ふたり親家庭

「離乳食を食べてくれない」「病院にどこにかかったらよいのか」「ころぶ」「おむつトレーニング」「睡眠不足→朝起きられない 朝登園時間守れない」…

保護者支援・子育て支援    どのような対応をして    うまくいったケース    うまくいかなかったケース    試行錯誤しているケース

どのような資源    地域資源    人    施設    病院

■ 最新版ガイドライン：こども家庭庁（令和5年5月発行）

正式名称：

「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」

発行元：こども家庭庁

発行日：令和5年（2023年）5月

資料リンク：[PDF全文はこちら](#)

 ガイドラインの主な内容

#### 1. ガイドラインの目的

- ・ 保育施設における虐待や不適切保育の未然防止と、発生時の迅速かつ適切な対応を目的としています。
- ・ 保育士・保育教諭等による子どもへの関わりについて、子どもの人権・人格の尊重を基本としています。

#### 2. 虐待・不適切保育の定義と具体例

虐待の4類型

| 類型    | 内容             |
|-------|----------------|
| 身体的虐待 | 暴力による外傷やその恐れ   |
| 性的虐待  | わいせつな行為をする・させる |
| ネグレクト | 減食、長時間放置、職務怠慢  |
| 心理的虐待 | 暴言、拒絶的対応、心理的外傷 |

不適切保育の例

- ・ 大声で叱る
- ・ おむつ交換を怠る
- ・ 子どもを無視する

- 強制的な指導や過度な制限

### 3. 保育施設の対応フロー

6. 日々の保育の振り返り
7. 虐待かどうかの確認
8. 市町村への相談・通報
9. 指導を踏まえた対応
10. より良い保育の実現に向けた改善

### 4. 自治体の対応

- 相談・助言・支援の提供
- 通報受理後の事実確認・立入調査
- 虐待と判断した場合の対応とフォローアップ

「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」について  
こども家庭庁が令和5年（2023年）5月に公表した公式資料をもとに、考えてみましょう

#### ガイドラインの目的と背景

このガイドラインは、保育所・認定こども園・地域型保育事業所・認可外保育施設などにおいて、職員による虐待や不適切な保育を防止し、発生時に適切な対応を取るために策定されました。背景には、全国で保育施設職員による虐待事案が相次いだこと、自治体によって対応にばらつきがあったことがあります。

#### 虐待と不適切な保育の定義

ガイドラインでは、以下の4つの虐待類型を明確に定義しています：

5. 身体的虐待：暴力によって子どもの身体に傷害が生じる、またはその恐れがある行為。
6. 性的虐待：わいせつな行為をする、またはさせること。
7. ネグレクト（育児放棄）：著しい減食、長時間の放置、職務怠慢など。
8. 心理的虐待：暴言、拒絶的対応、心理的外傷を与える言動。

また、「不適切な保育」とは、虐待には至らないが子どもの心身に悪影響を与える可能性のある行為を指します。

#### 保育施設での対応フロー

保育施設が虐待や不適切な保育を疑った場合の対応は以下の通りです：

6. 日々の保育の振り返り：職員間で保育の質を確認。

7. 虐待かどうかの確認：行為の内容を精査。
8. 市町村への相談：疑わしい場合は速やかに報告。
9. 指導を踏まえた対応：自治体の指導に基づき改善。
10. より良い保育の実現：継続的な質向上を目指す。

### 自治体の対応

市町村や都道府県は以下のような対応を求められます：

- 保育施設への助言・支援
- 通報を受けた場合の事実確認・立入調査
- 虐待と判断した場合の対応とフォローアップ

### 実施上の留意点

- 虐待かどうか判断が難しい場合は、子どもの立場に立って総合的に判断する。
- 現場での過度な萎縮を防ぐため、明確な基準と対応策を示す。
- ガイドラインは今後の運用状況に応じて柔軟に改訂される予定。

### 保育施設での虐待の実態と課題

#### ● 保育現場の人手不足と過重労働

保育士1人が多くの子どもを担当する状況が続いており、食事・トイレ・移動などの場面で急かす対応が虐待的行為につながる可能性が指摘されています

#### ● 幼稚園・認可外施設での対応のばらつき

保育所は厚労省管轄ですが、幼稚園は文科省管轄であり、調査対象から外れているケースもあるため、実態把握に限界があります

#### ● 不適切保育の具体例

- おむつを替えない
- 大声で叱る
- **戸外に閉め出す** これらは虐待に該当する可能性があり、全国の保育所での実態調査が求められています

### 法制度と行政の対応

#### ● 児童福祉法の改正（2025年）

- 虐待の疑いがある保護者との面会・通信制限の法的整備
- 一時保護委託先の登録制度創設
- 保育人材の配置基準見直しが検討中

## ● ガイドラインの整備

こども家庭庁は「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」を発表し、虐待の定義と対応手順を明確化しています

## 👨👩 保護者支援と連携の重要性

保育者は子どもだけでなく保護者の支援も担う役割があり、保護者の育児不安や孤立感に寄り添う姿勢が求められています

- 保護者支援の目的は「保護者が子どもにきちんと向き合えるようにすること」。
- 保育園と家庭での子どもの様子を共有し、保護者の悩みを改善する計画を立てることが重要

## ✦ 今後の課題と展望

- 保育施設における虐待の早期発見と通報体制の強化
- 保育士の研修と支援体制の充実
- 保護者との信頼関係構築と地域資源の活用
- 保育 DX（デジタルトランスフォーメーション）による業務改善と質の向上

「乳幼児の虐待の最新動向」2025 年時点での日本における乳幼児虐待の実態と対策

## 📊 最新統計と傾向（2025 年時点）

厚生労働省の報告によると、2021 年度（令和 3 年度）時点での児童虐待相談対応件数は約 20.7 万件に達しており、依然として深刻な社会問題となっています

そのうち、虐待の種類別割合は以下の通りです心理的虐待：60.1%

- 身体的虐待：23.7%
- ネグレクト（育児放棄）：15.1%
- 性的虐待：1.1%

さらに、児童虐待による死亡事例は年間 77 人で、そのうち 0 歳児が 65.3%、3 歳以下が 66.6%を占めており、乳幼児期に集中していることが明らかです

## 🏠 一時保護・施設入所の状況

- 一時保護件数：約 2.6 万人
- 施設入所件数：約 7,000 人
- SBS（揺さぶられっこ症候群）に関する支援認知率：97.5%
- 育てにくさを感じても対応できると答えた保護者：80.1%

---

#### 政府・自治体の対応

- 全国の市町村の 97.2%が児童虐待に関する支援センターを設置。
  - 児童相談所の対応件数は年々増加しており、週に1人以上の子どもが虐待で命を落としているという報告もあります
- 

#### 保護者支援の視点と課題

保護者の「気づき」と「声かけ」が子どもの安全と発達支援の第一歩とされ、地域・社会資源との連携が強調されています。特に、保育者には保護者の不安に寄り添い、信頼関係を築く姿勢が求められています

また、保育現場では人手不足が深刻で、1人の保育士が多くの子どもを見ている状況が虐待の温床になりかねないとの指摘もあります

---

#### 乳幼児期の貧困と虐待の影響

乳幼児期は心身の発達が著しい時期であり、生活環境の不安定さは情緒・社会性・学習意欲に影響を及ぼす可能性があります。孤立した育児環境は保護者の精神的負担を高め、親子関係にも悪影響を及ぼすとされています

---

厚生労働省やこども家庭庁の資料によると、2025年現在も児童虐待の件数は高止まりしており、特に乳幼児に対するネグレクトや心理的虐待が増加傾向にあります

---

#### 最新動向：令和7年（2025年）児童福祉法改正のポイント

2025年4月18日、児童福祉法の改正が成立し、児童虐待防止対策が強化されました。主な改正内容は以下の通りです

1

- 一時保護委託先の登録制度創設  
虐待を受けた子どもが安心して生活できるよう、適切なケアを提供できる者を登録する制度が新設されました。
  - 面会・通信制限の整備  
虐待の疑いがある保護者との面会や通信が、児童の心身に有害な影響を及ぼすと判断された場合、制限できる法的根拠が整備されました。
  - 保育人材の確保と体制整備  
多様な保育ニーズに対応するため、保育人材の確保と事業体制の強化が盛り込まれています。
-

## 現状の統計と課題

- 児童相談所への虐待相談件数は年々増加傾向にあり、特に乳幼児（0～3 歳）への虐待が多いことが報告されています。
- 児童虐待による死亡事例の多くが乳児期に集中しており、早期発見と介入が重要です

---

## 保護者支援プログラムの取り組み

### 健やか親子 21（第 2 次）

母子保健事業の一環として、保護者支援を強化するための包括的支援センターの設置が進められています

- 子育て世代包括支援センター  
妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を提供する拠点。保健師・助産師・保育士などが連携し、育児不安や虐待リスクのある家庭への支援を行います。
- 母子保健事業の強化  
地域ごとの実施状況調査に基づき、支援の質とアクセス向上が図られています。

## 保護者支援・子育て支援

### 最新の情報～動向

2025 年時点の国の政策、研究成果、現場の課題意識などを踏まえ、グループワークを交えましょう。

---

## **\*\* 保護者の目線 \*\***

### 普段から

\* 「安全」「安心」に気をつけていること = 家庭と一緒に護っていくこと

### 緊急時に

\* お迎えにきてもらわないといけないこと（熱・ケガ等）

\* お願いしなくてはならないこと（災害時）

## 園の状態をいかに知っておいていただける環境

### 大きな園から、家庭的保育に変わってうまくいった例

災害時の引き渡し等については、定期的に連携確認しておくこと

---

## 全体動向：2025 年の子育て支援政策の潮流

### 「加速化プラン」の本格実施

2025 年度のこども家庭庁予算は 7.3 兆円に達し、前年から 17.8%増加しました。これは「こ

ども未来戦略」に基づく「加速化プラン」の本格実施によるもので、以下の重点施策が含まれます

1

- 児童手当の拡充（満額支給の対象拡大）
- 高等教育の負担軽減（授業料・入学金の減免）
- 育休支援の拡充（育児と就労の両立支援）
- **保育士の処遇改善と配置基準の見直し**

---

## 最新の実態と課題（2025 年版）

### 1. 幼児期家庭の貧困と支援の必要性

- 2024 年の出生数は 68 万人を下回り、**初めて 70 万人を割り込みました。**
- 特に 3 歳未満の子どもを育てる家庭では、経済的困難の割合が高く、支援が急務です。
- 若年層の所得が伸び悩み、子育て費用の負担が重くなっていることが背景にあります

### 2. 保護者支援の視点

- 保護者の「気づき」と「声かけ」が子どもの安全と発達支援の第一歩とされ、地域・社会資源等との連携が強調されています。
- 保育者には、保護者の不安に寄り添い、信頼関係を築く姿勢が求められています

---

## 子どもへの影響と支援の方向性

### 幼児期の貧困が与える影響

- 幼児期は心身の発達が著しい時期であり、生活環境の不安定さは情緒・社会性・学習意欲に影響を及ぼす可能性があります。
- 孤立した育児環境は保護者の精神的負担を高め、親子関係にも悪影響を及ぼすと指摘されています

### 保育所の役割と地域支援

- 保育所は「子育て支援拠点」として機能し、保護者との協働による支援体制の構築が進められています。
- 地域の公園や支援センターを活用した「公園デビュー」など、孤立を防ぐ環境づくりも紹介されています

---

## 保育士・支援者に求められる視点

- ・ 保護者支援は「指導」ではなく「寄り添い」と「共感」が基本。
- ・ 保護者の未熟さや不安を否定せず、自己決定を尊重する姿勢が重要です。
- ・ 保育士は、子どもの姿を読み取り、保護者に「見える形」で伝える役割を担います

## 価値観が多様な時代の保護者対策、保護者支援

子育てを取り巻く社会環境は、時代によってどんどん変化します。それにともなって、保護者の考え方や、保育に求められるものも大きく変わり、子どもの成長・発達を支える保育士も、保護者と関わる上で必要な対策が変わってきています。

今回は、現代における子育ての動向から、保育園における保護者支援、保護者と向き合う方法について考えていきたいと思います。

### 子育て力が低い保護者も増えている

#### 最新統計（2025 年）

厚生労働省の報告によると、令和 3 年度（2021 年度）時点での児童虐待相談対応件数は約 20.7 万件に達しており、依然として深刻な社会問題となっています

#### 虐待の種類別割合

| 虐待の種類       | 割合    |
|-------------|-------|
| 心理的虐待       | 60.1% |
| 身体的虐待       | 23.7% |
| ネグレクト（育児放棄） | 15.1% |
| 性的虐待        | 1.1%  |

また、児童虐待による死亡事例は年間 77 人で、特に 0 歳児が 65.3%、3 歳以下が 66.6%を占めています

#### 一時保護・施設入所の状況

- ・ 一時保護件数：約 2.6 万人
- ・ 施設入所件数：約 7,000 人
- ・ SBS（揺さぶられっこ症候群）に関する支援認知率：97.5%
- ・ 育てにくさを感じても対応できると答えた保護者：80.1%

## 政府・自治体の対応

- 全国の市町村のうち 97.2%が児童虐待に関する支援センターを実施。
- 児童相談所の対応件数は年々増加しており、週に 1 人以上の子どもが虐待で命を落としているという報告もあります

---

保育所保護者支援・子育て支援に関する最新の事例やデータについて 2025 年時点で注目されている動向

## 最新データと調査結果（2025 年）

### ■ 保育所利用とスマホ育児の実態

2025 年 6 月の民間調査によると、保護者が育児目的でスマートフォンを週 5 日以上利用している割合は、1 歳～6 歳児で 17.8%、7 歳～9 歳児では 31.8%に達しています。背景には共働き家庭の増加や育児支援アプリの普及があり、保護者の多くが「スマホを適切に使うため家庭でルール作りを進めたい」と回答しています

### ■ 出生数の減少と国の対策強化

2024 年の出生数は 68 万人余りと、初めて 70 万人を下回りました。これを受けて国は、若年層の所得向上や子育て支援の拡充、大学授業料の減免などの施策を強化しています

## 保育所・地域支援の最新事例

### ■ 地域における子育て支援の実践

厚生労働省の研修資料では、保育所が地域の社会資源として果たす役割を強調しています。個別ケースに応じた支援の提案や、保護者との協働による支援体制の構築が重要視されています

### ■ 保育士配置基準の見直し（2024 年度～）

2024 年度から保育士の配置基準が見直され、例えば 5 歳児の担当人数が 30 人から 25 人に変更されました。2025 年度以降は 1 歳児の基準も 6 対 1 から 5 対 1 へと変更

### ■ 保育所における健康・安全管理の強化

保育所の健康管理に関するハンドブック等を改訂し、保護者支援にも活用できる内容に刷新したり、感染症対策や事故防止、アレルギー対応などが強化されています

## 保護者支援の新たな取り組み

### ■ 母子健康手帳の改訂（2023 年）

母子健康手帳が 11 年ぶりに改訂され、地域相談窓口の案内や父母・家族が記入できる欄が追加されました。デジタル化も進み、保護者支援のツールとしての活用が期待されています

母子健康手帳の改訂について 2025 年時点での改訂内容は、2023 年 4 月に実施された 11 年ぶりの大幅な見直しを基盤とし、保護者支援や地域連携を強化する方向で進化しています。

### 母子健康手帳の主な改訂ポイント（2023 年 4 月～）

#### 1. 地域支援・相談窓口の案内欄の追加

- ・ 妊娠・出産・育児に不安を感じた際に相談できる「子育て世代包括支援センター」などの案内が新たに記載されました
- ・ 保健師や助産師など専門職との連携を促進する内容が盛り込まれています

#### 2. 保護者・家族が記入できる欄の追加

- ・ 父親や祖父母なども育児に関与できるよう、家族が記録できる欄が設けられました
- ・ 育児の共有やコミュニケーションの促進を目的としています。

#### 3. デジタル化の推進

- ・ 「母子健康手帳情報支援サイト」が開設され、手帳の内容を電子的に確認・記録できるようになりました
- ・ 地域によってはスマホアプリとの連携も進んでいます。

## 改訂に伴う課題と現場の声

- ・ 「健診と予防接種以外では使っていない」「成長曲線が不安をあおるのでは」といった懸念の声も一部で見られます
- ・ 保育現場では、母子健康手帳を活用する機会が少ない園もあり、保護者支援に活かす体制づくりが求められています

## 政府・自治体の対応（2025 年）

- ・ 2025 年 4 月以降、母子健康手帳の様式がさらに見直され、発育曲線のグラフの最小値が調整されるなど、保護者の不安軽減を意識した改訂が行われました
- ・ 厚生労働省は「母子保健医療対策総合支援事業」の一部改正を通じて、手帳の活用促進と地域支援の強化を図っています

## ■ 保育士・保護者支援との連携

- 保育士向けのキャリアアップ研修では、母子健康手帳の活用方法や保護者との信頼関係構築についての講義が行われています
- 保護者支援においては、「保護者の意志を尊重し、信頼関係を築く」「家庭環境を考慮し、適切な支援を行う」などの原則が強調されています

## ■ 保育士キャリアアップ研修

保育士向けのキャリアアップ研修では、地域支援や保護者支援に関する事例知識の共有が重視されており、実践的な力を・・・と期待されていますね。

## 🗣️ 外部調査・政策提言（2025 年）

- みずほリサーチ&テクノロジーズによる「令和 6 年度子ども・子育て支援調査研究事業」では、地域型保育や企業主導型ベビーシッター支援などの事例が報告され、政策提言も行われています
- 自治体によるデジタル支援事例（例：兵庫県姫路市）では、マイナンバーカードを活用した妊娠期～子育て期の切れ目ない支援が紹介されています

## 価値観が多様な時代の保護者対策、保護者支援

価値観が多様化し、生活スタイルも大きく変わりました。

同じ年齢の子どもがいる家庭でくравても、「当たり前」は大きく異なります。

その「違い」を受け止めつつ、「保育園」として機能していくことが必要です。

保育園側がしっかりとした考えを持ち、保護者からのクレームや不安を最小限に抑えていくことで、子どもの健全な発達を保証することにつながります。

日頃から、保護者とのコミュニケーションを大切にしながら、保護者への対策を続けていきましょう。

## 🌟 2025 年度 保育士配置基準の最新動向（全体像）

2025 年度から、保育士の配置基準に関して以下のような大きな変更が導入されています：

| 年齢   | 旧基準 | 新基準（2025 年度） | 備考            |
|------|-----|--------------|---------------|
| 0 歳児 | 3:1 | 変更なし         |               |
| 1 歳児 | 6:1 | 5:1（加算措置）    | 条件を満たす施設に加算支給 |
| 2 歳児 | 6:1 | 変更なし         |               |

| 年齢     | 旧基準  | 新基準（2025 年度） | 備考           |
|--------|------|--------------|--------------|
| 3 歳児   | 20:1 | 15:1         | 2024 年度に改正済み |
| 4・5 歳児 | 30:1 | 25:1         | 2024 年度に改正済み |

### ✅ 1 歳児の配置基準「加算措置」の詳細（2025 年度新設）

1 歳児については、現行の「保育士 1 人に対して園児 6 人」から、「5 人に 1 人」の配置を行う施設に対して加算措置が導入されました。これは、配置基準そのものの変更ではなく、以下の 3 つの条件を満たすことで加算対象となります

4. ICT 活用：登降園管理、記録・計画、保護者連絡、キャッシュレス決済のうち 2 項目以上を導入していること。
5. 職員の平均経験年数が 10 年以上：質の高い保育を担保するため。
6. 処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲのすべてを取得していること

この加算措置は、将来的に「基準そのものの引き上げ（5:1）」へと移行することを見据えた段階的な施策です。

- ・ 日本の保育士配置基準は、OECD 諸国と比較して依然として低水準である
- ・ 保育士 1 人が担当する子どもの数が多すぎることで、保育の質や安全性に影響が出ている
- ・ 保育士の待遇改善や専門性の向上も、配置基準の見直しと並行して進めるべきである

### 🔍 今後の展望と課題

- ・ 段階的な基準引き上げ：まずは加算措置で先行的に 5:1 配置を導入し、将来的には全国一律の基準改正を目指す方針。
- ・ 人材確保の課題：保育士不足が深刻な地域では、基準引き上げが逆に運営困難を招く懸念もあり、自治体ごとの柔軟な対応が求められています
- ・ ICT 導入の推進：業務効率化と保育の質向上の両立を図るため、ICT 活用が加算条件に組み込まれています。

令和 7 年度は 1 歳児配置の「加算措置」が新設されました。

## 1 | 配置基準とは？

- ・ 保育施設に最低限必要な保育士数を法令で定めたもの

- 園児の人数に応じて「何人に1人」を守らないと運営できない

---

## 2 | 配置基準の見直しの背景

- 「こどもに対して保育士の数が足りない」という現場の声
- 不適切な保育の防止
- 保育の質の向上

これらの課題を解決するため、国は段階的に基準を引き上げ、経過措置や加算を設けて事業者の負担を和らげています。

---

## 3 | ここ数年の動き

| 年度    | 主な変更内容                                                |
|-------|-------------------------------------------------------|
| 令和5年度 | 「こども未来戦略」で、3～5歳児は令和6年度、1歳児は令和7年度に改善を決定                |
| 令和6年度 | － 3歳児：20人→15人に<br>－ 4・5歳児：30人→25人に<br>(いずれも経過措置・加算あり) |
| 令和7年度 | 1歳児の「配置改善加算」を新設<br>(基準は6:1のまま、改善すると加算対象に)             |

---

## 4 | 令和7年度から始まる「1歳児配置改善加算」

- 現行基準：園児6人に保育士1人
- 加算対象：改善後に「園児5人に保育士1人以上」を実現した施設

## 5 | 加算を受けるための4つの条件

以下の4つの条件があります。

- ① 1歳児の配置数を「5:1以上」に配置している
- ② 職員の平均経験年数が10年以上
- ③ 処遇改善加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの取得
- ④ ICTシステムの活用

ICTシステムには細かい条件があり、

登降園管理に加えて、「キャッシュレス決済」などの機能の導入をする必要があります。

処遇改善加算は、保育士等の処遇（給与・待遇）を改善するために国が支給する補助金制度で、以下の3区分に分かれています：

| 加算区分 | 主な目的               | 支給対象            | 支給方法                   |
|------|--------------------|-----------------|------------------------|
| 加算Ⅰ  | 経験年数や役職に応じた賃金改善    | 主任保育士、リーダー保育士など | 一時金または月額支給             |
| 加算Ⅱ  | キャリアアップ研修修了者への処遇改善 | 研修修了保育士         | 原則月額支給                 |
| 加算Ⅲ  | 特定の役割を担う職員への加算     | 保育リーダー、園長など     | 月額支給（2/3以上が月額であることが条件） |

2025 年度の変更点と一元化の動き

令和 7 年度（2025 年度）から、処遇改善加算Ⅰ～Ⅲは「一元化」され、配分方法が大きく変更されました：

- 従来の区分（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）を統合し、施設ごとの裁量で配分できるようになりました。
- ただし、月額支給が 2/3 以上であることが条件とされ、一時金中心の支給は制限されます。
- 園長やリーダー職への配分も可能になり、役職者への処遇改善が柔軟に対応可能となりました

この変更により、各施設は職員の役割や研修状況に応じて、より実態に即した処遇改善ができるようになっていきます。

加算取得の条件と実務対応

処遇改善加算を取得するには、以下の条件を満たす必要があります：

- 4. キャリアアップ研修の修了者が一定数在籍していること（例：60 時間以上の研修修了者が A 名以上）
- 5. 加算Ⅲの取得には、園内での役割分担が明確であること（例：保育リーダー、園長などの役職設定）
- 6. 支給ルールの遵守（月額支給割合、報告書作成など）

実務上の注意点

- 加算取得後は、実績報告書の作成が必要です。支給額や配分状況を明記し、自治体へ提出します
- 支給ルールが変更されたため、旧制度のままでは加算が満額支給されない可能性があります。2025 年度以降は新制度に即した対応が求められます

---

「乳幼児を育児子育て中の保護者の悩み」に関する調査や最新動向について  
2025 年時点の国内外の研究・統計・政策資料等をもとに考える

## 保護者の悩みの実態と背景（2025 年）

### 1. 孤立感と育児不安の増加

- ・ 核家族化や転居による地域とのつながりの希薄化により、保護者が「孤育て」状態に陥るケースが増加。
- ・ 特に若年層（20 代後半～30 代後半）の約 40%が 5 年以内に転居しており、育児支援体制の再構築が必要とされています

### 2. 育児力の低下と支援ニーズ

- ・ 厚生労働省の 2025 年統計によると、「育児力が低い保護者」の割合が増加傾向にあり、保育現場でも不安を抱える保護者が目立つようになっています
- ・ 保護者の中には、子どもとの関わり方がわからず、発達段階に必要な反応や甘えに対して精神的に落ち込むケースも報告されています

### 3. 育児に関する悩みの具体例

- ・ 食事、睡眠、発達の遅れ、保育者との関係、育児方針の違いなどが主な悩みとして挙げられています。
- ・ 特に「嘔みつき」などの行動に対して、保護者が自分の育児に自信を失う場面が多く、保育者との共感的な関係構築が求められています

---

## 調査研究から見える傾向

### ベネッセ教育総合研究所の調査（2024 年）

- ・ 0～6 歳の第 1 子を育てる母親・父親を対象に、役割意識・満足度・生活実態・悩み・支援ニーズなどを調査。
- ・ 「日々の悩み」では、育児と仕事の両立、子どもの発達への不安、育児方針の違い、孤独感などが上位に。
- ・ 支援への期待としては、「気軽に相談できる場」「専門家のアドバイス」「地域とのつながり」が挙げられています

---

## 政策・支援体制の動向

### 支援センターの設置状況

- 全国の市町村の 97.2%が児童虐待に関する支援センターを設置しており、支援体制の充実が図られています

## 保育所の役割

- 保育所は「子育て支援センター」として、保護者同士の交流、相談、情報提供の場を提供。
- 保育者は、保護者の主観的幸福感や育児意欲を高める存在として、専門性と共感性が求められています

---

### 保育者・支援者に求められる対応

- 保護者の悩みに対しては「対策」ではなく「支援」の視点が重要。
- 保護者の気持ちに寄り添い、子どもの最善の利益を中心に据えた関わりが求められます
- 保育者の専門性を活かし、保護者の育児意欲を引き出す関係性の構築が鍵となります

---

「乳幼児を持つ保護者が子育てをする際に利用している子育て支援施設やあそび場の最新情報」について、皆さんはどのくらい知っているでしょうか>

### 子育て支援施設・あそび場の最新動向（2025 年）

#### 1. 地域子育て支援拠点の充実

全国の自治体では、保護者が気軽に訪れられる「子育て支援センター」や「地域子育て支援拠点」が整備されており、保護者同士の交流や育児相談、遊び場の提供が行われています。たとえば、横浜市旭区では「ひなたぼっこ」や「プレビパーク」など、保護者と子どもが一緒に遊びながら悩みを共有できる場が提供されています

#### 2. 保育所・幼稚園による開放型支援

認可保育所や幼稚園では、園庭や保育室を地域の親子に開放する「園庭開放」や「親子ひろば」などの取り組みが進んでいます。園に通っていない家庭でも利用でき、保育士との交流や育児相談が可能です

#### 3. 民間団体による柔軟な支援

NPO 法人などが運営する一時保育や親子遊び場も増加しています。たとえば「のはらネットワーク」では、乳幼児の一時保育や親子の遊び場を提供し、保護者の育児負担軽減に貢献

[illegible]